

## 第4削減計画期間の目標設定型排出量取引制度の検討に関する小委員会設置要綱

### (目的)

第1条 目標設定型排出量取引制度の第4削減計画期間における目標削減率等を検討するため、地球温暖化対策の検討に関する専門委員会に第4削減計画期間の目標設定型排出量取引制度の検討に関する小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

### (位置付け及び会議)

第2条 小委員会は、地球温暖化対策の検討に関する専門委員会設置要綱（以下「専門委員会設置要綱」という。）第5条で規定する小委員会とする。

2 小委員会の構成は、専門委員会設置要綱第5条第2項の規定による。

3 小委員会の委員長及び委員長代理の選任は、専門委員会設置要綱第5条第3項の規定による。

4 会議の招集は、専門委員会設置要綱第5条第4項の規定による。

### (所掌事項)

第3条 小委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

(1) 目標設定型排出量取引制度第4削減計画期間の目標削減率に関すること

(2) その他、目標設定型排出量取引制度に関連する事項

### (設置期限)

第4条 小委員会の設置期限は、令和6年度末までとする。

2 環境部長は、必要があると認めるときは、設置期限を延長することができる。

### (会議の公開)

第5条 委員会の会議は公開する。ただし、公開することにより率直な意見の交換若しくは不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるときは、公開しないことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境部温暖化対策課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は令和4年11月1日から施行する。